○内閣府告示第三百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

二　構造改革特別区域の名称　稚内市外国人研修生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町

二　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　郡山市

二　構造改革特別区域の名称　郡山市産業活性化ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　郡山市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第三百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年六月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　直人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　あま市

二　構造改革特別区域の名称　元気でモリモリ健やか給食育特区

三　構造改革特別区域の範囲　あま市の区域の一部（旧甚目寺町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）